

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月10日（水）午後1時30分から午後1時48分

2. 開催場所 つくばみらい市谷和原公民館 大会議室

3. 出席者

農業委員（9人）

会長職務代理	5番	中山	雅史
委員	1番	海老原	茂
委員	2番	萱橋	敏男
委員	3番	飯泉	秀夫
委員	4番	栗原	哲
委員	6番	前島	守
委員	7番	菊地	典夫
委員	8番	羽田	茂
委員	9番	矢口	剛

農地利用最適化推進委員（9人）

委員	榎田	実
委員	飯田	一夫
委員	文隨	靖
委員	中島	一郎
委員	小菅	庄一
委員	吉田	義博
委員	豊島	芳夫
委員	羽田	貞義
委員	飯泉	博

農業委員会事務局職員（4人）

事務局長	成嶋	均
事務局長補佐	浅野	博之
主査	大久保慎太郎	
	土田	直希

4. 欠席委員

会 長 10番 齊藤 常夫

農地利用最適化推進委員

大山 謙吉

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号 農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について

議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

報告事項

①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について

②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（成嶋事務局長）

定刻となりました，ただいまから令和2年6月定例総会を開会します。

ここで皆様にお願いがございませう，携帯電話をお持ちの方は，電源を切るか，マナーモードにしていただきますようお願い致します。

早速，定例総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番，会長挨拶ですが，本日，齊藤会長が体調不良による検査入院のため欠席ですので，中山会長職務代理者よりご挨拶をいただきます。中山会長職務代理者お願いいたします。

1. 中山会長職務代理者

皆さん大変お忙しい中，6月の定例総会に出席していただき，ありがとうございます。

本総会には，農地利用最適化推進委員の皆さん方にも出席いただいております，重ねて御礼を申し上げます。

本日の総会は，議案3件と報告事項2件になります。皆様の慎重な審議をお願いしまして，簡単ですが挨拶と致します。よろしくようお願いいたします。

1. 事務局（成嶋事務局長）

ありがとうございました。本日は、10番 齊藤会長より欠席の旨通告がありました。出席委員は10名中9名の出席でございます。

委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

推進委員では大山委員が欠席となっています。9名の出席をいただいております。

つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長は会議の議長となり議事を総括するところではありますが、本日は会長が欠席であります。

同会議規則第16条の会長代理の規定によりまして、以降の議事進行は中山会長職務代理者をお願いいたします。

1. 議長（中山会長職務代理者）

それでは、暫時議事を進めさせていただきますので、ご協力の程よろしく申し上げます。

まず、最初に議事録署名委員の選出でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声）

1. 議長（中山会長職務代理者）

ありがとうございます。異議なしという声があったので異議なしと認め、早速指名させていただきます。4番栗原委員、6番前島委員の2名に議事録署名委員をお願いします。書記は、事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より、説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は3件となっております。資料の1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は自己住宅建築のための贈与となっております。申請地は、■■■字■■■■■■■■■■番■，地目は登記，現況とも畑，面積は478㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は駐車場整備のための売買となっております。申請地は、■■■字■■■■■■■■■■番■，地目は登記 山林，現況 畑，面積は990㎡でございます。

続きまして受付番号3番、申請理由は自己住宅建築のための贈与となっております。申請地は、■■■字■■■■■■■■■■番■，地目は登記，現況とも畑，面積は446㎡ござい

ます。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長職務代理者）

それでは、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。まず伊奈地区につきまして、2番萱橋委員よりお願いします。

1. 萱橋委員

はい、6月3日の9時に行った書類審査、現地調査結果について報告します。

メンバーは、齊藤会長、中山職務代理、菊地委員、私、事務局より成嶋局長、大久保主査の6名で、書類審査及び現地調査を行いましたので結果を報告します。

受付番号1番、申請内容は同居する父親より住まい横の畑478㎡を贈与により受け、自己住宅を新築する計画です。申請地は大字■■■■字■■■■番■■■■です。詳細は2ページの地図をご覧ください。地図左端の伊丹排水機場横の通りを下部藤代方面に600m向かった左奥が申請地です。農地区分は概ね10ha以上の一団の農地区域内にあたり、1種農地と判断します。関係法令との調整も行っており許可要件を満たしていると考えます。以上、ご報告申し上げます、各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

1. 議長（中山会長職務代理者）

続いて谷和原地区につきまして、9番矢口委員より報告をお願いします。

1. 矢口委員

6月3日の午後に行った書類審査と現地調査結果について報告いたします。

メンバーは、齊藤会長、飯泉委員、海老原委員、私、成嶋局長、大久保主査の6名で行いました。

受付番号2番、地図は3ページになります。申請地は、■■■■の東京電力の変電所の反対側になります。申請地の農地区分は概ね10ha以上の一団の農地の区域内にあるため、1種農地と判断します。申請者は、申請地1筆990㎡と隣接の山林2筆1,791㎡の合計2,781㎡を利用し、駐車場を整備するために申請されたものです。

申請面積が、既存工場の敷地面積の2分の1を超えないことから、1種農地の許可基準に該当すると判断しました。

資金計画については、自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、駐車場を整

備するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして、受付番号3番、地図は4ページになります。申請地の農地区分は概ね10ha以上の一団の農地の区域内にあるため、1種農地と判断します。申請者は申請地1筆446㎡を利用し自己住宅を建築する計画となっています。関係法令との調整も行って自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

1. 議長（中山会長職務代理者）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長職務代理者）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長職務代理者）

ないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長職務代理者）

ないようですので採決いたします。

議案第1号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長職務代理者）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（中山会長職務代理者）

続いて議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は2件となっております。5ページをご覧ください。

受付番号1番，申請地は，■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記，現況とも畑，面積は422㎡の自作地，契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号2番，申請地は，■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記，現況とも田，面積は320㎡，■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記，現況とも田，面積は145㎡，■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記，現況とも田，面積は200㎡，合計3筆665㎡の自作地，契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては，別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。以上です。

1. 議長（中山会長職務代理者）

続いて，現地確認及び書類審査の結果報告をいただきたいと思います。7番菊地委員より報告をお願いします。

1. 菊地委員

6月3日に行った書類審査，現地調査結果について報告いたします。メンバーは，議案第1号で萱橋委員より報告のありました時と同じ6名で行いました。

受付番号1番，地図は6ページになります。現地の状況は現在きれいに管理されておりました。申請者は，自作地と借入地あわせて約320アールを耕作しており，世帯員の常時従事者は1名で，水稻・野菜を作付する農家です。申請地は，登記現況とも畑 1筆 422㎡で，規模拡大のため贈与により譲り受け，野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号2番，地図は7ページになります。現地の状況は，水稻が作付けされておりました。申請者は，自作地約77アールを耕作しており，世帯員の常時従事者は1名で，水稻・野菜を作付する農家です。申請地，3筆665㎡を，規模拡大のため売買により譲り受け，水稻を作付する予定です。

以上のことから，1番，2番については農機具等も所有しており，別紙調査書にもありますように農地法第3条第2項各号に該当しないため，許可要件の全てを満たしていると考えますので，許可しても差し支えないと思われまます。各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

1. 議 長（中山会長職務代理者）

ありがとうございます。現地確認及び書類審査の報告が終わりました。これより審議をいたします。まず議案第2号の受付番号1番についてご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手あり）

1. 議 長（中山会長職務代理者）

はい、飯泉委員。

1. 飯泉委員

贈与となっているが、90歳とかなり高齢である。子であったほうが現実的と考えるが、メリットがあるのか。

1. 議 長（中山会長職務代理者）

事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保）

事務局も代理人に聞き取りを行ったが、譲受人の親の所有する土地を相続で千葉の方が所有した。今回は、メリットというよりは、譲受人に贈与したいと最初から決めていたもの。農業も行っており問題ないと判断させていただいた。

1. 飯泉委員

わかりました。

1. 議 長（中山会長職務代理者）

その他にございませんか。

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長職務代理者）

はい、ないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長職務代理者)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

3. 議 長 (中山会長職務代理者)

続いて議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局 (浅野補佐)

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」をご説明いたします。8ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が2筆で、3,266㎡、畑が2筆で、7,068㎡、合計4筆、10,334㎡です。貸し手が3人で、借り手が3人となります。

次に更新案件ですが、畑が2筆で、1,558㎡です。貸し手が2人で、借り手が2人となります。

合計では、田が2筆で、3,266㎡、畑が4筆で、8,626㎡、合計6筆、11,892㎡です。貸し手が5人で、借り手が5人となります。

権利の設定開始は、令和2年7月1日及び令和2年10月1日からとなります。

詳細につきましては、9ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。説明は以上です。

1. 議 長 (中山会長職務代理者)

それでは、審議いたします。

議案第3号について、ご質問、ご意見のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長職務代理者)

質問がないようですので採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長職務代理者)

全員賛成により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
資料の(案)を削除していただくようお願いします。

1. 議 長 (中山会長職務代理者)

議案は以上でございます。続いて報告事項に入ります。報告事項2件、一括して事務局より報告をお願いします。

1. 事務局 (成嶋事務局長)

報告事項 ①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は10ページになります。

今回の転用届出に対する専決処分は、絹の台地区が1件、伊奈東地区1件の合計2件となります。

申請理由は2件とも自己用住宅建築のための売買となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は11、12ページになります。

今回の合意解約は6件です。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが1件、農地法第3条申請のためのものが2件、農地法第5条申請のためものが1件、寄附のためのものが2件となっております。

報告は以上です。

1. 議 長 (中山会長職務代理者)

以上で全ての議題が終わりました。これをもちまして本総会を閉会といたします。